

令和3年度 第4回中区協議会

# 会議資料

## 【諮問事項】

- ア 令和4年度中区役所費の予算要求の概要について

## 【協議事項】

- ア 第3次浜松市子供読書活動推進計画（案）のパブリック・コメントの実施について
- イ 第11次浜松市交通安全計画（案）のパブリック・コメントの実施について
- ウ 蜷塚遺跡保存活用計画の策定について（中間報告）

## 【報告事項】

- ア 令和3年度中区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」二次募集の選考結果について
- イ 元城小学校跡地の発掘調査成果について

令和3年9月29日開催

中区協議会

## 区 協 議 会

区 分	■諮問事項      □協議事項      □報告事項
件 名	令和4年度区役所費予算要求の概要
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	令和4年度浜松市予算の編成に関して、中区区役所費の予算要求を行う。  各政策・事業の選択と集中を徹底し、限られた財源を最大限有効に活用することで、中期財政計画に基づく持続可能な財政運営を確保しつつ、DX（デジタルトランスフォーメーション）、デュアルモード社会への対応を始めとした必要な諸施策を積極的に推進していく。
対象の区協議会	中区協議会
内 容	令和4年度中区区役所費の予算要求の概要について諮問するもの。
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	・ 9月29日：諮問 ・ 10月11日：答申 ・ 10月16日：財政課へ予算要求
担当課	中区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

第8号様式

浜市協第109-1号

令和3年9月29日

中区協議会 様

浜松市長 鈴木 康友



区協議会への諮問について

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第11条第1項から第3項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 諮問内容 別紙第9号様式のとおり
- 2 答申期限 別紙第9号様式に記載された期限のとおり

令和4年度 中区役所費 予算要求の概要（案）

（単位：千円）

費用項目	4年度当初 要求額A	3年度当初 予算額B	増減 (A-B)	内 容
中区役所費	283,126	271,177	11,949	人件費を除く
区管理運営事業	11,350	9,575	1,775	区役所の運営や公有財産の維持管理等に要する経費
協働センター管理運営事業	110,942	101,538	9,404	協働センターの運営や維持管理等（保守点検、光熱費など）に要する経費
区協議会運営事業	148	148	0	区協議会開催に要する経費（郵便料など）
地域力向上事業	10,788	9,618	1,170	○市民提案による住みよい地域づくり助成事業：4,400千円 ○区民活動・文化振興事業：1,991千円 ○区課題解決事業：4,397千円
行政連絡文書配布事業	107,432	106,845	587	行政連絡文書の配布を自治会に委託するための経費（111,908世帯）
自治会振興事業	42,466	43,453	△ 987	○自治会集会所整備助成金：5,589千円 【内訳】・改築（耐震補強無し）（上限3,000千円）3件 海老塚、新町、元目町 ・改築（耐震補強有り）（上限3,500千円）0件 ○防犯灯設置維持管理助成事業：36,877千円 【内訳】・設置費補助金 3,896千円（共架式 115灯、独立式 30灯） ・維持管理費補助金 電気料 29,128千円（17,338灯） 補修費 3,853千円（172灯）

## 第9号様式

## 区 協 議 会

区 分	□諮問事項      ■協議事項      □報告事項				
件 名	第3次浜松市子供読書活動推進計画（案）のパブリック・コメント実施について				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p>○趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民の子供の読書活動についての関心と理解を深め、家庭・地域・図書館・学校等の連携による取組をいっそう推進するための指針として策定するもの。</li> </ul> <p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子供を取り巻く環境が大きく変化する中、読書は子供たちの豊かな心を育み、生きる力を高める活動として価値が再認識され、さらなる推進が求められている。</li> </ul> <p>○経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行</li> <li>平成14年 国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定</li> <li>平成19年「浜松市子ども読書活動推進計画」策定</li> <li>平成24年「第2次浜松市子ども読書活動推進計画」策定</li> </ul>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>第3次浜松市子供読書活動推進計画（案）のパブリック・コメント実施について概要を説明するとともに、内容について協議するもの。</p> <p>○第3次浜松市子供読書活動推進計画（案）の構成（案）</p> <p>第1章 基本的な考え方 第2章 子供の読書活動をめぐる動き 第3章 第2次推進計画期間における子供の読書活動の現状と課題 第4章 浜松市の子供の読書活動の推進方策</p> <p>○推進計画（案）のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発達段階に応じた取組の充実（第3章）</li> <li>「目指す子供像」の実現に向けた、家庭・地域・図書館・学校等の連携（第4章）</li> <li>一人一人の読書環境を支える取組の充実（第4章の4）</li> </ul> <p>○計画の期間 令和4年度から令和13年度（10年間）※中間年に見直し予定</p>				
備 考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	<p>パブリック・コメント実施（案の公表、意見募集） 令和3年9月15日～10月15日</p> <p>市の考え方公表時期 令和4年1月予定 実施時期または施行時期 令和4年4月予定</p>				
担当課	中央図書館	担当者	松原 祐記子	電話	456-0234

# 第3次浜松市子供読書活動推進計画（案）

## 【概要版】

### 【第1章 基本的な考え方】

#### 1 計画策定の背景と目的

情報のデジタル化が急速に発展し、子供たちを取り巻く環境に大きな変化が生じています。そうした中、読書は子供たちの豊かな心を育み、生きる力を高める活動として価値が再認識され、さらなる推進が求められています。本計画は、市民の子供の読書活動についての関心と理解を深め、家庭・地域・図書館・学校等の連携による取組をいっそう推進するための指針として策定します。

#### 2 計画の経緯と期間

##### 【国】

- ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律  
(平成13年法律第154号)
- ・ 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次）  
(平成14年8月)
- ・ 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）  
(平成20年3月)
- ・ 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）  
(平成25年5月)
- ・ 子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）  
(平成30年4月)

##### 【県・市】

- ・ 静岡県子ども読書活動推進計画  
(平成16年1月 静岡県教育委員会)
- ・ 浜松市子ども読書活動推進計画  
(平成19年1月 浜松市)
- ・ 静岡県子ども読書活動推進計画（第二次計画）  
(平成23年3月 静岡県教育委員会)
- ・ 第2次浜松市子ども読書活動推進計画  
(平成24年3月 浜松市)
- ・ 静岡県子ども読書活動推進計画（第三次計画）  
(平成30年3月 静岡県教育委員会)

#### 【第3次浜松市子供読書活動推進計画の期間】

第3次推進計画の期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とし、中間年に見直しを行う予定です。

### 【第2章 子供の読書活動をめぐる動き】

#### 3 子供の読書活動における施策の動向

令和2年5月29日に全国学校図書館協議会から示された「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン」では、感染症の拡大を防止しながら子供たちの読書活動や学習活動を可能な限りサポートするための指針が提示されています。また、学校教育の情報化の推進に関する理念や国、地方公共団体等の責務を示した「学校教育の情報化の推進に関する法律」が施行され、地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施することが求められました。読書環境においてもまた、このような情報通信技術の効果的な活用方法の模索が始まっています

子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次計画）	読書バリアフリー法の成立	学習指導要領の改訂
第四次計画推進の方策として、発達段階に応じた取組で読書習慣の形成を促すことや、友達同士で読書を楽しむ機会を設けることなどが挙げられています。また、読書への関心をさらに高めることにも重点を置いた施策がまとめられ、生涯を通じて読書を楽しむ基盤づくりがより一層重視されました。	令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行されました。この法律では、視覚障害、発達障害、肢体不自由等で本を読むことに困難さを抱える方にも、読書を楽しむことができる環境を整備し、提供していくことを求めています。	現行の学習指導要領における「読書」は、「知識及び技能」の「我が国の言語文化に関する事項」の中に位置付けられ、読書を国語科で育成すべき資質・能力の一つとして捉えられています。また、新設された「知識及び技能」の「情報の扱い方に関する事項」との関連も求められています。

- ・ 子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次計画） 平成30年4月20日
- ・ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法） 令和元年法律第49号
- ・ 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説国語編 平成30年2月 文部科学省

## 4 浜松市の状況

### 浜松市の0歳～18歳の人口

浜松市の0歳から18歳までの人口は、年々減少傾向にあり、令和元年10月の調査では、0歳児が初めて6千人を下回りました。また、75歳～80歳の年齢別人口の平均が8千人を超えている現状から、少子高齢化は他の市町村と同様に大きな課題の1つに挙げられています。



### 浜松市の面積と図書館の設置数

浜松市の総人口は797,938人で（令和3年4月調査）、静岡県内最大の人口を有する政令指定都市です。また面積は1558.06km<sup>2</sup>であり、全国第2位の広さを誇っています。浜松市内には23の図書館1分室を有し、全国の政令指定都市の中でも2番目の施設数となっています。市内には7の行政区があり、浜松駅周辺の中区から自然豊かな天竜区まで、各地域の生活環境は様々です。そのため、地域の特性や文化に応じた特色ある選書やサービスが行われています。

### 外国人住民の割合

平成19年から減少傾向にあった外国人住民の割合ですが、近年少しずつ増加傾向にあります。

また浜松市は、市立小中学校の約8割に外国籍児童生徒が在籍し、平成30年度には、その国籍が30か国にも渡るなど、多国籍化が続いています。

### 学校図書館補助員の配置

浜松市は、公立小・中学校に学校図書館補助員を100%配置し、子供たちの学びの支援や図書室の環境整備を行っています。

また、中央図書館内に設置している「学校図書館支援センター」と連携を図り、連絡会や研修会等も行っていません。

### 特別な支援を要する児童・生徒数

浜松市において、特別な支援を要する児童・生徒の数は増加傾向にあります。

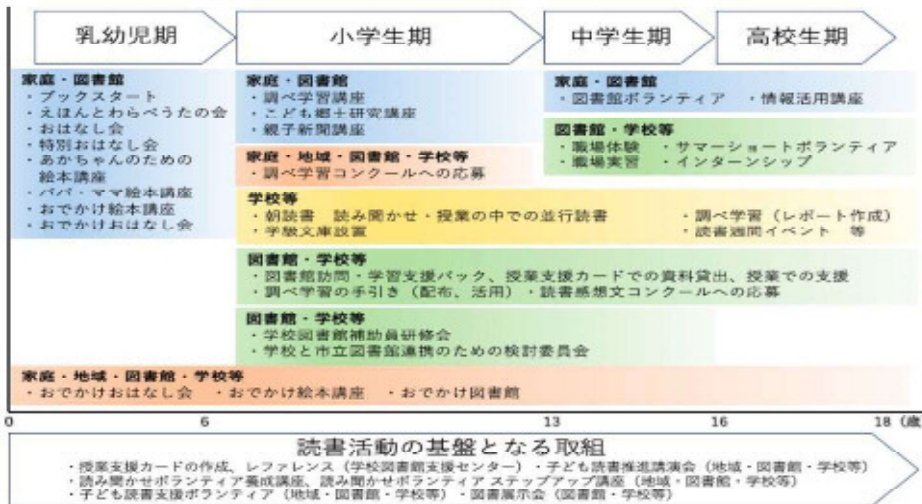
一人一人の教育的ニーズに応じた環境を整えるため発達支援学級や通級指導教室の拡充と整備を進め、小学校では約7割、中学校では約8割の学校に発達支援学級を設置しています。

## 〔第3章 第2次推進計画期間における子供の読書活動の現状と課題〕

### 5 子供の読書活動に関する取組の現状と課題

本市の読書活動は、家庭・地域・図書館・学校等と連携しながら取り組み、幼児期からの読書活動を充実させてきました。子供の成長を意識したつながりのある支援にむけて、それぞれの活動内容を発達段階ごとに整理し、本市の読書活動の状況としてまとめています。

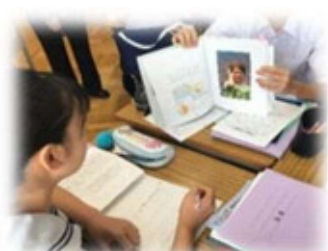
#### 発達段階に応じた主な取組内容一覧



パパ・ママ絵本講座



調べ学習コンクール作品



授業での図書資料活用



学校図書館補助員研修会

◎第2次計画後半（令和2年度末まで）の読書活動における、主な現状と課題

**ブックスタート参加組数**

平成28年度より参加組数は、毎年度減少傾向にあります。参加率はほぼ横ばいですが6割程度に留まっているのが現状です。



**中学生、高校生の市立図書館利用**

平成29年度より中学生の市立図書館利用者登録率は30%台、高校生は20%台となっており、第2次計画期間の最終目標値（中学生70%、高校生60%）より大きく下回る結果となっています。

**各種絵本講座の開催方法**

平成30年度に講座回数を減少したことにより、参加数が大きく落ち込みました。効果的なPRと、参加対象とする乳幼児連れの親子が参加しやすい開催方法の工夫、担当職員の育成及び資質向上が必要です。

**読書バリアフリーに向けた取組**

外国語を母語とする子を主な対象とした、「いろいろな国の言葉のおはなし会」は開始した平成27年度以降、参加が減少しています。そのため、PR方法とともに、対象となる子供達へ提供するサービス内容の検討が必要です。  
また、特別支援学校への「おでかけおはなし会」は、平成28年度実績と比較すると、訪問回数、参加数とも減少傾向が見られます。  
浜松市の外国籍の子供が多い地域性や、発達支援学級数等の増加に鑑み、取組内容の改善が必要です。今後は、現場の希望を汲み取り、効果的な読書活動支援の検討が求められています。

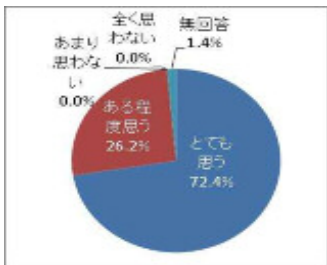
**発達段階に応じた主な取組内容一覧**

乳幼児期	小学生期	中学生期	高校生期
<b>家庭・図書館</b> ・ブックスタート ・えほんのわらべうたの会 ・おはなし会 ・特別おはなし会 ・あかちゃんのための絵本講座 ・パパ・ママ絵本講座 ・おでかけ絵本講座 ・おでかけおはなし会	<b>家庭・図書館</b> ・おはなし会 ・おでかけおはなし会 ・おでかけ絵本講座 ・おでかけおはなし会 ・おでかけ図書館 ・おでかけ読書会	<b>家庭・図書館</b> ・図書館ボランティア ・情報活用講座 ・読書会 ・読書体験 ・サマーショートボランティア ・職場支援 ・インターンシップ	<b>家庭・図書館</b> ・読書会 ・読書体験 ・サマーショートボランティア ・職場支援 ・インターンシップ
<b>読書活動の基盤となる取組</b> ・読書ボランティア養成講座 ・読書ボランティア養成講座 ・読書ボランティア養成講座 ・読書ボランティア養成講座			

**子供読書支援ボランティアの育成と活動の充実**

「図書館読み聞かせボランティア養成講座」の修了者は、平成28年度以降、定員30人に対して概ね20人台後半以上となっています。一部会員の高齢化による活動者の減少を見込み、新規会員育成を継続するとともに、新しい生活様式に即した活動についての検討が必要です。

◎浜松市広聴モニターアンケート調査より



【質問項目：子供（0歳～18歳）の成長、発達において読書が必要だと思うか】  
（広聴モニター223人：令和2年6月調査）

読書や本の読み聞かせの有用性については、広く周知されていることを示す結果となりました。一方、近年の子供の読書傾向として「以前に比べ読書に親しむことが減っている」と感じる人の割合が6割を超えています。

**6 今後の方向性**

令和2年度までの本市の読書活動に関する課題も含め、必要に応じて事業の見直しを行い、更に充実を図っていきます。また、子供を取り巻く状況の変化等に伴う課題に対しては、今後新たな取組を推進する必要があります。

**乳幼児期から学童期における家庭への働きかけ**

質の高い本を通じた触れ合いが、子供の言葉や心を育むことを実感してもらうよう、ブックスタートや絵本講座等への参加を促進します。

**子供読書活動支援ボランティアの育成と連携**

地域社会で活動する子供読書活動支援ボランティアを、図書館や静岡県子ども読書アドバイザーの連携の元で育成するとともに、継続的な資質向上に努めます。

**本を使った調べ学習の支援**

児童・生徒に対する図書館の利用指導や調べ学習指導を引き続き推進します。市立図書館では、学校への資料や情報提供を継続して行うほか、中学生・高校生を対象とした取組を充実させていきます。

**読書バリアフリーに向けた取組**

心身の障がいや国籍、居住地によって、享受できる読書支援の恩恵に格差の無い読書バリアフリーを目指します。



## 〔第4章 浜松市の子供の読書活動の推進方策〕

### 7 浜松市の目指す読書活動

子供の読書活動を推進していくためには、社会全体で本に親しむ環境を整えていく必要があります。

第2次推進計画を通して充実させてきた基盤のうえで、家庭・地域・図書館・学校等が主体的にそれぞれの特性を生かした取組を推進し、連携を図っていきます。



### 8 一人一人の読書環境を支える取組

#### 外国にルーツをもつ子供（保護者）への読書活動支援

- ・自らのルーツの認識と母語の保持に資する外国語資料の収集と提供
- ・外国にルーツをもつ保護者に向けた働きかけ
- ・日本語の習得に役立つ資料の収集
- ・母語による絵本の読み聞かせを実施

#### 読むことに困難を抱える子供への読書活動支援

- ・子供の一人一人の個性に適した、様々な形態の資料の収集と提供
- ・特別支援学校や発達支援学級、通級指導教室等での読み聞かせ活動の推進

#### 中山間地域など遠隔地に住む子供への読書活動支援

- ・自動車文庫を活用した資料の提供
- ・図書資料のセット貸出

#### 電子図書を取り入れた読書活動支援

- ・外国籍の子供への提供
- ・読書に困難を抱える子供への提供
- ・中学生・高校生への提供

## 第9号様式

## 区 協 議 会

区 分	□諮問事項      ■協議事項      □報告事項				
件 名	第11次浜松市交通安全計画（案）のパブリック・コメントの実施について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○計画策定の背景・経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は、浜松市域における交通安全に関する長期的な施策を総合的かつ計画的に推進するための施策の大綱として策定。</li> <li>・交通安全対策基本法第26条第1項の規定及び国・県の計画を踏まえ、昭和46年から5ヶ年ごとに策定している。</li> </ul> <p>○第10次計画の目標及び令和2年の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第10次浜松市交通安全計画（平成28年度から令和2年度）の計画期間においては、市民や事業者、関係団体等が事故防止に取り組んだ結果、最終年の令和2年には人身交通事故件数が5,570件、死者数が17人となり、それぞれ、目標である6,000件以下、17人以下を達成した。</li> <li>・依然として悲惨な死亡事故や多くの交通事故が発生していることから、さらなる交通事故防止対策が必要である。</li> </ul>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>第11次浜松市交通安全計画（案）のパブリック・コメント実施について概要を説明するとともに、内容について協議するもの。</p> <p>○第11次浜松市交通安全計画（案） ※別添資料参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 市内の人身交通事故の推移</li> <li>➢ 現状と課題</li> <li>➢ 基本理念</li> <li>➢ 基本方針</li> <li>➢ 重点施策</li> <li>➢ 推進体制</li> <li>➢ 計画期間・目標</li> <li>➢ 用語集</li> </ul>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<p>パブリック・コメント実施（案の公表、意見募集） 令和3年9月15日～10月15日</p> <p>市の考え方の公表時期      令和3年12月</p> <p>施行時期      令和4年1月</p>				
担当課	道路企画課	担当者	阿部 一樹	電話	457-2232

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

# 第11次浜松市交通安全計画(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



## 1. 「第11次浜松市交通安全計画(案)」とは

浜松市域の交通安全を推進するため、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、昭和46年から5ヵ年計画により継続して作成してきたもので、今回の計画は、第11次計画(令和3年度から令和7年度まで)となります。

本計画は、国及び県の計画を遵守する中で、浜松市の道路交通安全の大綱となる施策を「オール浜松体制」で推進するため、作成します。

## 2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和3年9月15日(水)～令和3年10月15日(金)

## 3. 案の公表先

道路企画課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館(臨時窓口:浜松城公園南ビル)、市民協働センター(中区中央一丁目)、パブコメ PR コーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

## 4. 意見の提出方法

意見書には、**住所、氏名または団体名、電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	道路企画課(市役所本館4階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 道路企画課あて
③電子メール	<a href="mailto:kotsuanzen@city.hamamatsu.shizuoka.jp">kotsuanzen@city.hamamatsu.shizuoka.jp</a>
④FAX	053-457-2232(道路企画課)

## 5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和3年12月(予定)に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

## 6. 問い合わせ先

土木部道路企画課(TEL 053-457-2232)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

- パブリック・コメント実施案件の概要…………… P 1
- 意見提出様式（参考）…………… P 2
- 第 11 次浜松市交通安全計画（案）
  - はじめに
  - 市内の人身交通事故の推移
  - 現状と課題
  - 基本理念
  - 基本方針
  - 重点施策
  - 推進体制
  - 目標・計画期間
  - 用語集

## パブリック・コメント実施案件の概要

<b>案件名</b>	第 11 次浜松市交通安全計画（案）
<b>趣旨・目的</b>	浜松市交通安全計画は、国の交通安全基本計画及び静岡県交通安全計画を踏まえ、浜松市域における道路交通安全に関する長期的な施策の大綱を、総合的かつ計画的に推進するため策定します。
<b>策定（見直し）に至った背景・経緯</b>	浜松市交通安全計画は、交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定に基づき、昭和 46 年から 5 ヶ年計画により継続して作成してきたもので、第 10 次計画期間（平成 28 年度から令和 2 年度）の満了に伴い、第 11 次計画（令和 3 年度から令和 7 年度まで）を策定します。
<b>立案した際の 実施機関の考え方 及び論点</b>	<p>第 10 次浜松市交通安全計画（平成 28 年度から令和 2 年度）の計画期間においては、市民や事業者、関係団体等が事故防止に取り組んだ結果、最終年の令和 2 年には人身交通事故件数が 5,570 件、死者数が 17 人となり、それぞれ、目標である 6,000 件以下、17 人以下を達成することができました。</p> <p>しかしながら、依然として年間 5,000 件を超える多くの人身交通事故が発生し多くの尊い命が失われていることから、さらなる交通事故防止対策が必要です。</p> <p>引き続き交通事故ゼロの社会を目指し、国及び県の計画を遵守する中で、本市の事故特性を踏まえた人と交通環境を軸としたソフト・ハードの重点施策及び目標値などについて提案します。</p>
<b>案のポイント （見直し事項など）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国及び県の計画を遵守した上で、本市の事故特性を踏まえた計画といたしました。</li> <li>・ 市内における交通安全に係る課題及び解決方針等を明確化し、また、市民に手にとりやすいものとして、図や写真等を含めたリーフレット型タイプの計画といたしました。</li> </ul>
<b>関係法令・ 上位計画など</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通安全対策基本法</li> <li>・ 交通安全基本計画</li> <li>・ 第 11 次静岡県交通安全計画</li> <li>・ 浜松市交通安全条例</li> </ul>
<b>計画・条例等の 策定スケジュール （予定）</b>	令和 3 年 9 月～令和 3 年 10 月 案の公表・意見の募集 令和 3 年 11 月 案の修正、市の考え方を作成 令和 3 年 12 月 意見募集結果及び市の考え方を公表 令和 4 年 1 月 計画の施行

# パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

ご住所 (所在地)	
お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	第11次浜松市交通安全計画(案)
意見募集期間	令和3年9月15日(水)～令和3年10月15日(金)
意見欄	

- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 道路企画課あて

住所 : 〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

FAX : 053-457-2232

E-mail : [kotsuanzen@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:kotsuanzen@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

## ～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

### <書き方例>

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名  
家康くん



©浜松市

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	史跡 蜷塚遺跡保存活用計画の策定について（中間報告）				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p>○計画の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国指定史跡である蜷塚遺跡が持つ価値と構成要素を明確化し、隣接する浜松市博物館を含め、史跡を適切に保存・活用していくための基本方針及び整備の方向性等について定める。</li> </ul> <p>○背 景</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保護法の改正（平成 31 年）により、文化財所有者又は管理者が保存活用計画を作成し、国へ認定申請ができるようになった。認定後は補助金交付が円滑になるなど、優遇措置が受けられる。</li> </ul> <p>○経 緯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和 2 年度～ 計画策定に関する情報収集（現状把握）、基本方針の検討を開始。また、「史跡蜷塚遺跡保存活用検討会」（以下、検討会）を設置して協議を開始。文化庁と計画策定に関する事前協議を継続中</li> <li>令和 3 年度 保存・活用を考える市民ワークショップ開催。史跡をめぐる現状と課題、目指す姿などの整理を実施</li> </ul>				
対象の区協議会	中区協議会				
内 容	<p>「史跡 蜷塚遺跡保存活用計画」の概要を説明するとともに、内容について協議するもの。</p> <p>○計画の構成</p> <p>1 調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでに発掘調査された遺構や出土品等を再検証するとともに、最新の研究手法に基づく調査研究や発掘調査等を通じて、蜷塚遺跡の全体像を究明する。</li> </ul> <p>2 保 存</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺環境との調和を図りながら、遺跡の本質的な価値を将来にわたって確実に継承できるよう最大限留意し、適切な保存・管理を行う。</li> </ul> <p>3 活 用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査研究を通じて得られた遺跡の本質的な価値を分かりやすく伝えるとともに、縄文文化を学ぶ機会を広く提供する。</li> </ul> <p>4 整 備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>蜷塚遺跡の本質的な価値の保存に留意し、都市集客核として縄文時代の景観と暮らしが体感できる整備を進める。</li> </ul> <p>5 運営体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>史跡の目指すべき姿を実現するため、行政だけでなく市民・企業・大学・研究機関等と連携した運営体制を構築する。</li> </ul>				
備 考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	<p>《今後の予定》</p> <p>令和 3 年度 検討会での協議、文化庁との協議を経て年度末までに保存活用計画策定</p> <p>令和 4 年度 保存活用計画国認定申請、整備基本計画策定</p> <p>令和 5 年度以降 整備実施設計、整備工事</p>				
担当課	文化財課	担当者	鈴木 京太郎	電話	456-2208（博物館）

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。



全体的な現状と課題

- ・既存整備の総括的評価がなされていない
- ・過去の発掘調査記録や出土品の整理が不十分
- ・遺構保護状況の把握が進んでいない
- ・サインが不統一



蜷塚遺跡をめぐる現状と課題

蜷塚遺跡が目指す姿

国の史跡を未来に向けて確実に継承するとともに、縄文時代の貝塚を伴う環状集落に関する調査研究を進め、その本質的価値を顕在化させることで、多くの人々が遺跡の魅力を感じられる姿を目指す。



蜷塚遺跡における貝塚の範囲と主要施設の位置関係

第9号様式

区 協 議 会

報告ーア

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項
件 名	令和3年度中区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」二次募集の選考結果について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	—
対象の区協議会	中区協議会
内 容	令和3年度中区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」二次募集について、区協議会委員にご意見をうかがい、採択・不採択を決定したため、その結果を報告するもの。  詳細は別紙のとおり
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	
担当課	中区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和3年度 中区地域力向上事業（助成事業） 二次募集・提案事業一覧

No.	事業名 団体名	採択 実績	時期・場所等	事業の概要	事業費	主な経費	補助額 (※)	採択・不採択
1	「スマイルスポーツクラブ」 スマイルスポーツクラブ	R2	時期：10月～3月の毎週水曜日 場所：浜松学院大学体育館ほか 参加：800人（延べ）	放課後の子どもの居場所つくりのため、大学生が橋渡しとなり、スポーツ（運動遊び）を通して、子どもの健全育成や社会性を養う場を提供する事業。 ○浜松学院大学体育館等で毎週水曜日（16：00～18：00）に実施 ○異学年、様々な学校から集う子どもたちが一緒にできるスポーツとして、鬼ごっこを活動の中心に据えて行う。 ○年数回、伝承遊び、パレーボール、タグラクビーの講師を招き、その遊びやスポーツの楽しさを体験する。	212千円	●講師謝礼：80千円 ●教材：84千円	80千円	採択
2	「親子自転車交通安全教室」 浜松自転車協会	新	時期：10/1～3/31 （冬休み前か春休み前に実施） 場所：中区内小学校 参加：40～60人	子供連の自転車による交通事故を無くするため、親子自転車交通安全教室を開催する事業。 ○中区内小学校にて冬休み前か春休み前に実施 ○路上での走行を通して、実際の道路状況に見合った走行方法を身に付ける。 ○校庭を利用し、自転車に乗る技術を向上させる練習を行う。	187千円	●アルバイトスタッフ賃金：79千円 ●消耗品：70千円	93千円	採択

※「補助額」は、提案者が希望する未決定の額

## 第9号様式

## 区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	元城小学校跡地の発掘調査成果について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○発掘の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浜松城公園長期整備構想（平成26年2月）に基づき、元城小学校跡地の活用に係る情報を得るため、地下に埋もれた浜松城の遺構を確認することを目的とする。</li> </ul> <p>○経 緯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度 遺構残存状況の確認</li> <li>・令和2年度 確認された遺構の詳細調査 ※令和2年9月の中区協議会において調査成果報告</li> <li>・令和3年度 確認遺構の補足調査</li> </ul>				
対象の区協議会	中区協議会				
内 容	<p>令和3年度に実施した発掘調査の成果を報告するもの。</p> <p>○主な成果</p> <p>令和2年度までに確認した遺構の詳細を明らかにした。</p> <p>(1) 本丸を囲む石垣の詳細把握</p> <p>(2) 二の丸の建物基礎（御殿基礎か）の詳細把握</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	文化財課	担当者	和田 達也	電話	542-3660 (地域遺産センター)

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

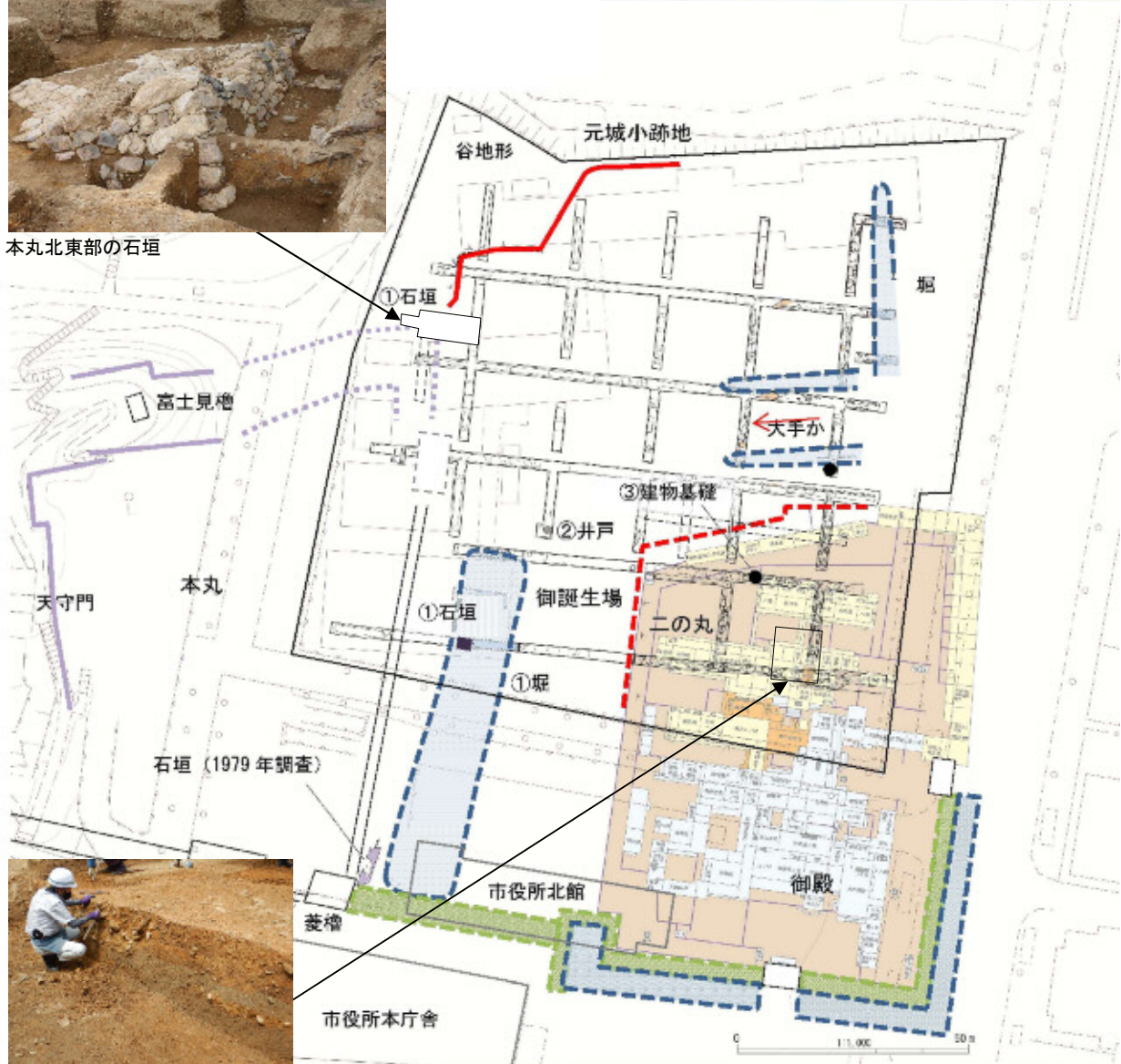
## 令和3年度 元城小学校跡地における発掘調査成果

- 期 間 令和3年6月21日～令和4年1月(予定)
- 調査面積 約1,180㎡
- 調査主体 浜松市(主管:文化財課)
- 目 的 浜松城公園長期整備構想に係る内容確認
- 調査成果 (既往の調査を含む)
- ①本丸(堀と石垣)
  - ②御誕生場(井戸など)
  - ③二の丸(建物基礎など)

令和元年度からの調査で、戦国時代から江戸時代に至る浜松城に関連する遺構を広範囲で確認している。令和3年度は本丸の石垣と二の丸の建物基礎の詳細を明らかにした。



本丸北東部の石垣



建物の基礎